

つなげよう、やさしさのカタチ 広げよう、あいサポートの輪

同じ街に暮らす、たくさんの人々。

その中には、暮らしの中で誰かの助けを必要とする人も数多くいます。

例えば、体や精神に障がいのある人。障がいのある人は、日常の何気ない場面で、

誰かのちょっとした思いやりや助けがあれば、今日よりもずっとイキイキと暮らすことができます。

一人ひとりがやさしさをカタチで表せたら、そしてみんなのやさしさがつながれば、

きっとこの街はみんなが気持ちよく暮らせる場所となります。

さあ、あなたもあいサポートの輪に入りませんか？

障がいについて理解しましょう

♥ 障がいは、誰にでも生じる可能性があります

♥ 障がいは多種多様で、同じ障がいでも一律ではありません

♥ 外見からは障がいのあることが分からない人もいます

♥ 適切なサポートがあれば、障がいのある人が活躍できることがたくさんあります

あいサポート運動に参加しましょう

あいサポート運動は、様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。

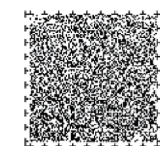
申込みをお待ちしています！

あいサポーター

様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、必要な配慮などを学んでいただき、あいサポーターになっていただくために、あいサポーター研修を希望された企業や団体、町内会などに、研修講師を派遣しています。

あいサポート企業 あいサポート団体

職員向けに「あいサポーター研修」を開催する企業・団体を、「あいサポート企業・団体」として認定しています。あいサポート企業・団体は、市から送付する、あいサポーターバッジ、あいサポーター研修用パンフレット、チラシなどを様々な場面で活用していただけます。



▲目の不自由な方のための音声コード

障がいのある人もない人も、チャンス・待遇は平等です

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律は、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的としています(平成28年4月1日施行)。

注意! 障がいのある従業員、職員に対する事業主の義務については、障害者雇用促進法が適用されます。

この法律で禁止している「障がいを理由とする差別」とは？

障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」として、次の2つを定めています。

① 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません。

【例】

□店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で、断られた。

□スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に、入会を断られた。

※誰が見ても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

② 合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

【例】

□災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

□役所の会議に呼ばれたので、分かりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

「障がいを理由とする差別」を解消するための措置

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者(※)	不当な差別的取扱いが禁止されます。	合理的配慮を行わなければなりません。

※個人事業者やNPOなどの非営利事業者も含みます。

登別市保健福祉部障がい福祉グループ
〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地
電話:0143-85-3732 ファクシミリ:050-3730-8230
電子メール:welfare2@city.noboribetsu.lg.jp

あいサポーター研修の申込み、あいサポート企業・団体の認定申請、手話通訳の利用申請、初心者手話講習会など、詳しくはこちらへお問い合わせください。

● あいサポート運動リーフレット ●

あいサポートで こころ、つながる



障がいを知り、共に生きる

のぼりべつし
登別市



▲目の不自由な方のための音声コード

視覚障がい

何らかの原因で視覚に障がいがあることにより、全く見えない場合と見えづらい場合があります。見えづらい場合の中には「暗いところで見えにくい」などの症状があります。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ 移動に困っていたら、「誘導」が助かります。
- ☐ 突然体に触れず前方から声を掛けてください。
- ☐ 「こちら」「それ」ではなく、具体的に説明してください。



聴覚・言語障がい

聴覚障がいには、「ろう」「中途失聴」「難聴」があります。言語障がいには、「言語機能の障がい」「音声機能の障がい」があります。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ まずは、コミュニケーション方法を確認してください。
- ☐ 音声以外の情報伝達方法を望みます。
- ☐ 聞き取りにくい場合は分かるまで確認してください。



盲ろう

視覚と聴覚の両方に障がいがあることを「盲ろう」といいます。見え方・聴こえ方は大きく分けると、全盲・ろう、全盲・難聴、弱視・ろう、弱視・難聴の4つに分けられます。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ コミュニケーションの支援や移動の介助が必要な場合があります。
- ☐ その人にあったコミュニケーション方法を見つけてください。



肢体不自由

事故による損傷や先天性の疾病などが原因で、上肢・下肢に欠損やまひ、筋力低下などが生じています。そのため、日常の動作や姿勢の維持が不自由になります。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ 困っているときは積極的に声を掛けてください。
- ☐ 子ども扱いをしないでください。
- ☐ 意思を伝えにくい人もいます。話が聞き取りにくい場合は確認してください。



内部障がい

内臓などの機能が低下している状態であり、身体障害者福祉法では、「心臓機能」「腎臓機能」「ぼうこう・直腸機能」「呼吸器機能」「小腸機能」「肝臓機能」「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能」に係る7種類の機能障がいと定められています。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ 「外見からは分かりにくい障がい」があることを理解してください。
- ☐ 風邪などをうつさないように注意してください。



重症心身障がい

重度の身体障がいと重度の知的障がい重複している障がいです。移動や食事などを自分一人ですることが困難なため、自宅や福祉サービスを受けたり、医療などを提供する専門施設に入所したりしています。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ 介助者と一緒に、優しくコミュニケーションをとってみてください。
- ☐ 外食するときに、ハサミやミキサーの貸出しがあると助かります。



知的障がい

18歳くらいまでの発達期において、知的な能力が年齢相応に発達していないため、何らかの特別な援助を必要とする状態です。「言葉を使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」ことに時間がかかることが主な特徴です。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ ゆっくり簡単な言葉で話し掛けてください。
- ☐ 危険なことが分からない場合があります。優しく知らせてください。



発達障がい

障がいに起因する困難さも目立ちますが優れた能力が発揮されている場合もあり、このアンパランスな様子を周りの人に理解されにくい障がいです。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ 何かをお願い、指示する場合は具体的に伝えてください。
- ☐ 絵や写真を使って説明されると分かりやすいです。



精神障がい

統合失調症や気分障がい(そううつ病)などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感などが認められます。これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより、軽くなっていきます。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ 「がんばれ」よりも「がんばってるね」がうれしいです。
- ☐ 再発予防に注意し、時には休養も必要です。



依存症

興奮や刺激などを得るために、依存している物質や行為をやめようと思ってもやめられない状態です。アルコール依存症やインターネット依存症、人間関係に対する依存(ストーカーなど)があります。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ 依存症は、病気であることを理解してください。
- ☐ 治療や自助グループに参加する時間への配慮をお願いします。



てんかん

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、「てんかん発作」が繰り返し起きる病気です。遺伝病ではなく、どの年代でも見られる身近な病気で、薬や外科治療によって発作のほとんどはコントロールできます。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ 「てんかん」について正しく理解してください。
- ☐ 発作が起こったら、まずはあわてず見守ってください。
- ☐ 発作のときは、体を押さえないでください。



高次脳機能障がい

交通事故などによる頭部外傷や脳血管疾患、その他の病気により脳が損傷を受けると、身体の障がいとは別に、思考や記憶などの脳機能の一部に障がいがあります。これが、高次脳機能障がいです。

配慮 こんなサポートがうれしい！

- ☐ 感情のコントロールが難しいときは気分転換をさせてください。
- ☐ 1日の予定などが紙に書いてあると行動しやすくなる場合があります。



難病

難病は、原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。

配慮 こんなサポートがうれしい！

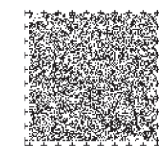
- ☐ 周りの人は、疾患の特色や注意点を知り、それに応じた働き方や通院、労働環境に配慮してください。
- そのためにも、職場でのコミュニケーションが重要です。



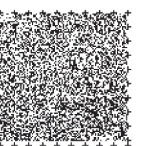
手話通訳者を配置しています

市は、聴覚などに障がいのある方の日常生活を支えるため、障がい福祉グループの窓口到手話通訳者を配置しています。市役所や病院などでの手続きや相談の際に手話通訳を行うほか、行事や会議などへの

手話通訳者の派遣を行っています。また、市内の企業や団体、町内会などを対象とした初心者手話講習会を開催しています。詳しくは、障がい福祉グループにお問い合わせください。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード